

新宿区教育委員会会議録

平成25年第8回定例会

平成25年8月2日

新宿区教育委員会

平成25年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年8月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時37分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功 太 郎
参 事 兼			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	遠 山 竜 多	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	長 井 満 敏
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係長	伊 丹 昌 広	教 育 調 整 課 査	高 橋 美 香
		調 整 主	
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

議事日程

議案

- 日程第1 第29号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第2 第30号議案 平成26年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第3 第31号議案 平成26年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第4 第32号議案 平成26年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び
中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書
及び一般図書の採択について
- 日程第5 第33号議案 教育財産の用途廃止について

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから平成25年新宿区教育委員会第8回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

◎ 第29号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について

◎ 第30号議案 平成26年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第31号議案 平成26年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第32号議案 平成26年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について

◎ 第33号議案 教育財産の用途廃止について

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第29号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について」、「日程第2 第30号議案 平成26年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、「日程第3 第31号議案 平成26年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、「日程第4 第32号議案 平成26年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省著作教科書及び一般図書の採択について」、「日程第5 第33号議案 教育財産の用途廃止について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第29号議案 新宿区立幼稚園条例の一部改正について」、まず御説明をさせていただきます。

議案概要をごらんください。

私立認定子ども園「(仮称)東戸山子ども園」の設置に伴い、新宿区立東戸山幼稚園を廃止するというもので、施行日は平成26年4月1日となります。

この東戸山幼稚園につきましては、新宿区の子ども園化推進検討委員会の最終報告の中で、保育、教育ニーズの緊急性、地域的な配置バランスを考慮して、都営戸山ハイツの耐震補強工事とあわせて改修工事を行い、子ども園化するという事となっており、新宿区の第二次

実行計画に位置づけられ、進めてまいりました。

この（仮称）東戸山子ども園は、民設民営により施設整備を行うことから、区の幼稚園認可は引き継がず、東戸山子ども園が開設する平成26年4月1日に廃園となるものでございます。

なお、東戸山幼稚園は、子ども園化に向けて園舎の耐震補強工事と子ども園化のための内部改修を行うため、現在、都営東戸山ハイツから東戸山小学校校庭に移転しており、その移転先での廃園となります。

提案理由は、私立認定子ども園「（仮称）東戸山子ども園」の設置に伴い、新宿区立東戸山幼稚園を廃止する必要があるためでございます。

続きまして、「第30号議案 平成26年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」及び「第31号議案 平成26年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、あわせて御説明をさせていただきます。

この議案の提案理由は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び14条の規定に基づき、区立小学校教科用図書及び区立中学校教科用図書を採択する必要があるためでございます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされています。そして、この政令で定める期間は、同法施行令第14条で4年と定められています。

小学校教科用図書については、平成22年度に使用する教科用図書について採択替えを行いましたので、平成26年までの4年間、同一の教科用図書を採択するということになっています。第30号議案は、平成22年度採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧となっております。

また、中学校用教科用図書については、平成23年度に使用する教科用図書について採択替えを行いましたので、こちらは平成27年度までの4年間、同一の教科用図書を採択するということになっています。第31号議案は、平成23年度採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧となっております。

続きまして、第32号議案について御説明をさせていただきます。

こちら、提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき、区立特別支援学校並びに小学校及び中

学校の特別支援学級において使用する教科用図書として、文部科学省著作教科書及び一般図書を採択する必要があるためです。

第32号議案の資料の3枚目及び4枚目の裏面に、文部科学省著作教科書の一覧を記載してございます。5枚目以降は一般図書の資料となっており、ページ表記のある5ページから264ページは東京都教育委員会が調査した一覧でございます。さらに後ろについている資料が、小・中学校それぞれで採択する教科用図書の拡大教科書の一覧となっています。平成26年度に各学校が使用を希望する一般図書について事前に調査を行いました。都の調査研究資料に記載された図書以外の希望はございませんでした。

審議委員会では、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された図書及び教科用図書の拡大教科書について審議いたしまして、その全てについて使用が適当であるとの答申をいただいております。

続きまして、「第33号議案 教育財産の用途廃止について」です。

この議案は、新宿区立淀橋第四小学校敷地に接している区道（細街路）の拡幅整備に当たり、敷地の一部を道路に編入するためのものがございます。

具体的な内容は、議案の2枚目をごらんください。

1の細街路整備に伴う後退部分の区域編入の物件の表示につきましては、新宿区立淀橋第四小学校の土地。

土地の表示につきましては、3カ所ございまして、まず1番目が東京都新宿区北新宿三丁目876番の1の一部の1.42平方メートル。2カ所目が、同じく北新宿三丁目876番1の一部で0.27平方メートル。3点目が、やはり同じく北新宿三丁目876番の1の一部で0.003平方メートル、具体的な箇所は次のページに学校の地図がございまして、北側の1カ所と東側の2カ所、赤でお示ししている該当箇所でございます。

用途廃止年月日及び区長への引き継ぎ年月日は、同日で平成25年8月5日。

用途の廃止理由は、区の方針として交通上及び安全上支障となる細街路、これは建築基準法第42条第2項に規定する幅員4メートル未満の道路でございます2項道路を解消するため、淀橋第四小学校敷地の該当箇所を隣接する特別区道に編入するものがございます。これにより、教育財産としての用途を廃止いたします。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

第29号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

特にございませんか。よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第29号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第30号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

今野委員。

○今野委員 教科書の採択の関係ですけれども、説明がありましたように、22年度に4年を見通した形で一旦決定をしているわけですが、恐らく毎年度確認的にやるということは、特に問題がないということだろうと思いますが、教育委員会の担当課のほうで、これらの教科書を使っていて、何か不都合があるとか問題があるとか、何かそういうような声があったかなかったか、そのあたりのことを総括的に伺いできればと思います。

○統括指導主事 現在採択されております教科書については、学校のほうから特段何か問題があるとか、そのようなことは一切こちらのほうには届いておりませんので、安心して使っているという認識しております。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

例年、何かそういう問題が起きたことが、過去ありますでしょうか。

○統括指導主事 本年の2月に採択しました理科の教科書、大日本図書の理科の教科書において、その教科書の表記で誤記があったということで新聞報道がございました。これに関しては経緯を、教育委員会のほうからも発行者に問い合わせをいたしまして、3年生については卒業までに、それから1・2年生の在籍生徒については年度内ということで、訂正版を作成いたしまして、それぞれ生徒に配布するような措置をとらせていただきました。

内容につきましては、「てにをは」というような基本的な表記の誤りがあるものも含まれての訂正箇所の数というふうに認識しておりまして、特に学校現場で大きな混乱ということはなく、今も使っているという認識しております。

○菊池委員長 今の報告について御質問ございませんか。

そういうことについては、教育長判断でそういうことをされて、特に教育委員会にはかけないということで判断してよろしいでしょうか。

○教育長 具体的に記述の間違い等々は、出版社のほうから既にまいりました。3年生についても、卒業したけれども、訂正版はきちんと出す。教科書というのは、卒業後も非常によく

できた辞書として使えるものなので、それを間違っただまま持たせるのはおかしいでしょうということ、教育長判断で、出版社のほうで早急に対応していただきました。

○菊池委員長 教育長判断でよろしいと、この間からの流れで、そういうふうに考えておりますが、そういう経緯が時々はあるということ、理解してよろしいでしょうか。

ほかに御質問、御討議どうぞ。

ほかに御質問がないようでしたら、質疑、討論を終了いたします。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第30号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第31号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

特にないようでしたら、質問、討論を終了いたします。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第31号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第32号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○教育長 小・中学校の教科書は4年で採択で、毎年確認していますけれども、こちらについては毎年採択をするということになっています。その考え方をについて説明をお願いします。

○教育指導課長 毎年採択をするということについては、小学校についても、中学校についても、また特別支援学級、特別支援学校についても同様です。ただ、特別支援学級については、毎年度入ってくるお子さんの障害が多様であるといったことから、昨年度の採択については、先ほど御説明しました東京都が調査をしたもの、一般図書で、東京都が調査したもの以外には出されなかったといったことなのですが、それについては毎年度確認をする必要があるといったことから、特別支援学級、特別支援学校用の教科用図書については、このような手続をとらせていただいているということでございます。

○菊池委員長 要するに、どういう児童が入ってくるかというのは事前にある程度わかるので、半年前ぐらいにわかるということですか。

○教育指導課長 もともと、どのような障害のあるお子さんが転入してくるかについては予想がつかないわけです。ですから、今回も御説明させていただいたように、ある程度大風呂敷で広く教科書を、教科用図書となる予想される図書をまとめて採択をし、実際にこの中の示されている一般の図書からどれだけ学校が選択するかということについては毎年度異なっ

くる。ただ、あらかじめこれ以外に使うお子さんが想定されるかということについては、毎年度調査をしているということになります。

○菊池委員長 わかりました。ほかに御討論、御意見をどうぞ。

○松尾委員 ここに出てくる言葉で、「教科用図書」という言葉と「教科書」という言葉と「一般図書」という言葉がありまして、その区別が判然としない部分があります。議案の題名には「教科用図書」とないんですが、1ページめくりますと、そこに「教科用図書」とあって「(文部科学省著作教科書及び一般図書)」となっています。その「一般図書」とある、一番後ろのほうを見ますと、「平成26年度使用教科用図書」とあって、その中に一般図書で、「(下記の教科書発行者等による拡大教科書)」とあるのですが、そのあたりの言葉の使い分けはどのようになっているのか教えていただけませんか。

○教育指導課長 「教科用図書」という言葉については、教科用図書無償措置法にのっとって使われている言葉だと思われます。この特別支援学校用につくっている文部科学省著作教科書について、もともと文部科学省は、この著作教科書を、恐らく全ての特別支援学校用の教科書を作成する予定だったと思うのですが、当分の間は一般図書を使ってもいい、つまり、教科用図書としてほかに適当なものがあるのであれば、一般に販売されているような、一般図書も障害の程度に応じて教科用図書として認めるとされており、そういったことから使い分けをしているのだと思われます。

○松尾委員 その一般図書の中には、見ると通常の書籍、一般的な書籍も入っているけれども、その一番後ろを見ると拡大教科書、これは教科書採択のときに採択された教科用図書の拡大教科書となっていて、これも一般図書扱いのように書かれています。これは拡大教科書については一般図書扱いになるということですか、それとも採択した区立小学校、中学校用教科用図書として採択したものも、カテゴリーとしては一般図書に入るという理解ですか。

○教育指導課長 実は通常の学級用の教科用図書、それと同じ同一の拡大版の教科書について、教科用図書については、通常の学級においては採択しなくてもいいことになっています。拡大教科書を必要とするお子さんが通常の学級に在籍している場合には、採択をわざわざする必要はなく、確認できたら使用しなさいということになっています。ただ、この特別支援学級用、特別支援学校用については、そういった定めがないために、念のためこういう手続をとらせていただいているというふうに判断しています。

○松尾委員 そうしますと、その特別支援学校及び特別支援学級において使用するものについては、その文部科学省著作のもの以外は全て一般図書というカテゴリーの中で、ここで採択

を行う。その中にも、拡大教科書は念のために含めてあると、そういうことですね。

わかりました。どうもありがとうございます。

○菊池委員長 わかりました。

ほかに御質問ございますでしょうか。

ほかに御質問がなければ、第32号議案の討論、質疑を終了いたします。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第32号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第33号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

白井委員。

○白井委員 議案の2ページの用途廃止の表示のところで、土地の表示、①、②、③というのが、今回、用途廃止の対象だと思えますが、これは地番の一部ということで、どこに該当するのかというのが、多分図面で書いていると思えますが、この図面と前のページの関連が書いてないので特定が少し不十分かと思えます。図の長いところを例えばAとして、右側の2番目に広いところはBで、一番下の赤いところがCと書いておけば、土地の表示の①の土地というのは、別紙図面のAの部分という特定ができる。これを入れないと、特定が不十分になると思うので、そこを修正をしたうえで採択していただければと思います。

○学校運営課長 申しわけございませんでした。内部決定等の中では、資料等として御所望の図面というのはございますので、そこについてはつけさせていただければと思います。

それでは、今の部分ですけれども、この区道の上、図面でいきますと上側の部分の一番長いところの部分が①でございます。それから、②の部分につきましては、右側の区道の赤の表示でつけている2カ所の部分が、長いほうが②で、短いほうが③ということになります。

図面については、先ほど申しましたように、詳しいその現況の図面をつけさせていただければというふうに考えてございます。

○次長 ただいま、学校運営課長の答弁がございました。起案に公図、求積図を含めた形の表記したものがございますので、それを追加で、ただいま用意いたしますので、それをごらんいただきたいと思えます。

○教育調整課長 この議案の資料について差しかえをさせていただいた上で、採択をお願いするということよろしいでしょうか。

○白井委員 はい、結構です。

- 羽原委員 それと、念のためですが、これはすでに広くなった道路を使っており、地積上の、帳簿上の問題として手直しをするということですか。
- 学校運営課長 今回の議案につきましては、道路の中心線から2メートルのところに、線引きで測量した際に、一部、教育財産が残っていたというところがわかったところから算出をされて、今回、用途廃止をするといったところでございます。
- 羽原委員 すでに使っている状態を、帳簿上の手直しをするということなのか、実際に工事的に手をつけるのかという事実関係を知りたいのですが。
- 学校運営課長 既にセットバックはしてございますので、今後は用途廃止をして、最終的には行政財産にした上で、道路工事をして2項道路をつくるものです。
- 羽原委員 要するに帳簿上の問題ということですか。
- 学校運営課長 はい。
- 菊池委員長 では、資料については差しかえるということですか。
- ほかに、御意見、御質問どうぞ。
- 松尾委員 これは測量した結果、一部、教育財産の部分に道路がかかっていたということですが、すけれども、実態としては以前からそうだったのが最近わかったということでしょうか。
- 学校運営課長 以前からということではなく、実際に中心線から2メートルのところで線引きをして、測量した結果、昨年度末にわかったものでございます。
- 教育長 民間の方が建築をするときに下がってつくっていて、既に区道扱いになっているが、区道にまだ正式に編入していないところがあります。みどり土木部のほうで、そういう関係で測量し直しており、そういうことが判明したので、財産の帰属をはっきりするというところで、今回、御提案をさせていただいているところでございます。
- 松尾委員 わかりました。その道路実態の変更が行われた結果なったわけではなくて、何らかの事情で測量を行った結果、判明したものであるということですね。そうすると、でもそういうことは今後もしろんなところで起き得るということですか。
- 教育長 起き得ます。
- 松尾委員 わかりました。
- 白井委員 これは結局、分筆登記して、その部分を、学校用地のところの地目を公衆用道路という形での地目変更までしなければならないわけです。そういう意味で、きちんと特定をして決定しなければいけないのが、この委員会なので、その点できちんとした図面で特定をしましょうということを提案させていただいたということですか。

○菊池委員長 では、後ほど微調整をした図面に差しかえになるということですが、第33号議案について決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第33号議案は決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございませぬ。

◎ 閉 会

○菊池委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 2時37分閉会